

ちっぷべつ

広報
Public Relations Magazine



5
May 2024
No.645

- 移住定住促進事業等のお知らせ・・・2
- いきいきちっぷべつ・・・12
- 介護保険料が変わります・・・9
- 議会だより・・・14
- 定額減税が実施されます・・・10
- 狂犬病予防注射のお知らせ・・・20
- 町公式LINEをリニューアル・・・11



春の交通安全運動

役場前交差点で交通安全街頭啓発が行われました。交通安全協会や交通安全指導員会、子ども防犯パトロール員の方などが交差点に立ち、交通安全を呼びかけました。

秩父別町では、人口減少対策、移住・定住、まちづくりを促進するため各種事業を実施しています。

その事業の詳細と予算額についてお知らせします。

新 在宅育児応援金 (住民課)

予算額 360 万円

児童の保育を家庭で行う在宅育児世帯への経済的負担の軽減を図るとともに、児童の健全な育成を応援することを目的として応援金を交付します。

対象児童	・ 町内在住の児童で認定こども園等に入所していない生後 10 か月を超えた小学校就学前の児童
支給対象者	・ 町内在住で対象児童と住居若しくは生計を共にする者であること ・ 地方税等の公租公課を滞納していないことなど
応援金の額	・ 対象児童一人当たり月額 15,000 円 (支給は、8 月、12 月、4 月の年 3 回)

結婚祝金 (企画課)

予算額 80 万円

町内の方が結婚したときに『結婚祝金』を交付します。
交付を受けようとする方は、婚姻の届出日から 3 ヶ月以内に必要書類を添えて申請してください。

支給対象者	・ 婚姻の届出前に夫婦のいずれか一方が、町内に住所を有すること ・ 婚姻届出日現在で、夫婦の合計年齢が 80 歳未満であること ・ 結婚祝金申請前に夫婦共に町内に住所を有すること ・ 夫婦共に、交付決定の日から継続して 1 年以上町内に住所を有することなど
祝金の額	・ 夫婦 1 組に対して 20 万円

結婚新生活支援補助金 (企画課)

予算額 90 万円

結婚して町内で新生活をされる世帯を対象に、引越し費用及び住居費の一部を補助します。

補助対象世帯	・ 令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に婚姻届けを受理された夫婦 ・ 婚姻日における年齢が、夫婦ともに 39 歳以下であること ・ 申請日から令和 7 年 3 月 31 日まで申請時の住居に居住すること ・ 夫婦の合計所得が 500 万円未満であること
補助内容	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに補助対象世帯が支払った下記費用の全額 (夫婦ともに 29 歳以下の場合：合計 60 万円が上限額となります) 上記以外の場合：合計 30 万円が上限額となります) ・ 住居費……結婚を機に購入または貸借した住居に係る費用 ・ 引越し費用…結婚を機に引越しをした際に支払った費用



出産祝金 (住民課)

予算額 250 万円

子どもを産み育てやすい環境をつくり、定住促進を図ることを目的として、出産後1年を経過したお子さんを対象に祝金を交付します。



支給対象者	令和5年4月1日以降に出生し、1年を経過した、下記のいずれにも該当する方が対象です。 ・ 誕生日以前から町内に住所を有し、出生児を扶養している世帯の父又は母であること
祝金の額	・ 第1子の場合 10万円 (内3万円商品券) ・ 第2子の場合 20万円 (内5万円商品券) ・ 第3子以降 30万円 (内10万円商品券)

新築住宅取得補助金 (企画課)

予算額 600 万円

町内に定住することを目的として、住宅を新築した方に新築住宅取得補助金を交付します。



補助対象者	・ 65㎡以上の住宅を新築した方 ※住宅の新築を検討されている方は事前にご相談ください。 ・ 事業計画認定を受けてから6ヶ月以内に住宅建設工事を完了された方 ・ 新築住宅取得から3ヶ月以内に住民票を異動された方 ・ 補助金の交付決定の日から秩父別町に住所を有し、認定住宅に継続して5年以上定住する方など
補助金額	・ 100万円 ・ 新婚世帯又は子育て世帯 (養育1人) の場合は50万円上乘せ ・ 子育て世帯 (養育2人) の場合は100万円上乘せ ・ 子育て世帯 (養育3人以上) の場合は150万円上乘せ

住宅用地取得補助金 (企画課)

予算額 300 万円

町内に定住することを目的として、住宅を新築または中古住宅の取得のために、土地を購入した方に住宅用地取得補助金を交付します。

※用地取得前にご相談ください。



補助対象者	・ 100㎡以上の土地を購入し、65㎡以上の住宅の新築または中古住宅を取得した方 ※新築または中古住宅の改修を伴う場合は事業認定の日から6ヶ月以内に工事を完了された方 ・ 土地取得の日から1年以内に事業認定を受けた方 ・ 2親等以内の親族から購入した土地でないこと ・ 補助金の交付決定の日から継続して5年以上秩父別町に定住する方など
補助金額	・ 住宅用地購入価格の3分の2 (上限100万円) ・ 市街地区にあっては、1㎡あたり5,000円を上限とし、それ以外は1㎡あたり300円を上限とします。



住宅リフォーム補助金 (建設課)

予算額 550 万円

町内に定住することを目的として、現在住んでいる住宅または空き家を改修する方に対し、リフォームにかかる費用の一部を助成します。

補助金の交付を受けるためには

- ▶ 着工前に役場建設課に相談して、事業認定を受ける必要があります！
※着工後の申請は受付することができませんのでご注意ください。
- ▶ 30 万円 (税込) 以上の工事が補助対象です。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に住所を有する方 (町外から本町に住民票を異動しようとする方を含む) ・ 改修をする住宅の所有者で、かつ、現在その住宅に住んでいる方 (町内の空き家を取得して居住しようとする方を含む) ・ 補助金の交付決定の日から継続して 5 年以上秩父別町に居住する方
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現在住んでいる住宅を改修する場合 対象経費の 3 分の 1 (上限 30 万円) ◆ 町内の空き家を改修する場合 対象経費の 2 分の 1 (上限 100 万円) (町内の空き家を取得または空き家を賃貸中でその住宅を取得して居住しようとする場合を含みます) <small>※空き家を改修する場合は、次の要件をすべて満たさなければなりません。</small> <ul style="list-style-type: none"> ① 改修工事が完了してから 3 ヶ月以内に住民票をその住宅の場所に異動して居住すること ② 空き家を取得してから 1 年以内であること ③ 2 親等以内の親族から取得した空き家でないこと

	区分	対象工事	左記工事の付帯として対象とするもの
補助対象工事	内装 (各部屋共通)	○ドア取替 ○床改修 (床材張替含む) ○段差解消 ○壁改修 (塗装・壁材張替含む) ○部屋の間仕切りの変更改修 ○増築改修 ○天井改修 (天井材張替含む) ○内窓設置 ○手すり取付・取替	○ふすま取替 ○障子張替 ○畳入替・表替え
	玄関	○あがりかまち、ベンチ	○下駄箱取付・取替
	台所	○流し台取替 ○カウンター改修	○換気扇取替 ○棚取替 ○蛇口取替
	トイレ	○便器交換 ○手洗い設置・改修	○手洗い蛇口取替 ○ウォシュレット取替
	浴室・脱衣室	○ユニットバス設置・交換 ○浴槽交換	○洗面台 ○蛇口取替 ○シャワー取替
	電気	○電気配線改修	○コンセント設置・交換
	外装	○屋根葺替え ○屋根塗装 ○外壁張替え ○外壁塗装 ○防水工事 ○手すり取付 ○サッシ取替 (ガラスのみは不可) ○玄関フード設置	○風除室サッシ取付 ○換気口取付・取替 ○網戸取付・交換
その他	○断熱工事 ○対象工事のうち新旧入替に伴う撤去処分費用		

留意事項

一度交付を受けた方及びその世帯は補助対象になりません。また、上記表の付帯工事のみを行う場合は補助対象になりません。

住宅等除却費補助金 (企画課)

予算額 800 万円

町内の空き家の発生を抑制し、住環境の保全を図るため、老朽化した町内にある住宅の除却に要する費用の一部を助成します。**※住宅等除却前にご相談ください。**

補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に所在し、空き家もしくは今後居住する予定のない住宅であること ・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された住宅であること ・ 所有者が建替えをするための除却ではないこと ・ 除却工事に要する費用が 30 万円以上であること ・ 除却工事に必要な手続を行うこと (アスベストに係る事前調査結果等報告、家屋異動届等) ・ 原則、町空家等情報提供制度に 3 ヶ月以上登録があること
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除却工事に要する費用に 2 分の 1 を乗じた額 (1,000 円未満は切り捨て) ※上限 100 万円



まちづくり・まちおこし事業補助金（企画課） 予算額 30 万円

町民の皆さんが日頃から行う、自主的・自発的なまちづくり事業に対し、経費の一部を町で補助することで、新たな「協働」を創出し、地域の活性化や課題解決に向けた取り組みが推進されることを目的とします。

対象団体	町内に住所を有している5人以上のグループ、町内会、産業団体、教育・文化団体、ボランティア団体、NPOなど、住民参加による町内での地域活動団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の安全安心活動や環境整備など（例：花壇の整備など） ・地域の活性化を目的としたイベントや講演会の実施など（例：〇〇町内会〇〇まつりなど） ・団体の活性化を目的とした活動など（例：スポーツ団体の立ち上げ、研究、研修など） ・町民や団体等が協働して行うイベントなど（例：冬まつり、オリジナル料理コンテストなど）
補助対象経費及び助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる経費：事業実施に必要な消耗品代や材料費など ※賃金などの経費は対象外です。 ・助成額：1つの事業の限度額は補助対象経費の7割（新規事業10割）上限30万円です。
対象事業の要件	<p>次の全ての要件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共性が認められる事業 ・「協働」の創出が認められる事業 ・年度内で完了する事業 ・補助対象経費が5万円以上の事業 ・事業の計画、効果、収支が明確である事業 ・他の補助を受けていないもの

公用車貸出（企画課） ～ 町民による協働活動をバックアップします ～

町民の皆さんが実施する自主的・自発的な公共性のある活動の支援として、町所有の公用車を無償で貸し出します。

貸出対象	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会での活動及びボランティア活動など住民参加による町内での地域活動に限ります。 ※個人使用及び営利・宗教・政治・選挙の目的や5人未満の活動には、貸し出しできません。
貸出車両	<p>①ダンプトラック（定員3名、貸出期間5月1日～10月31日、最大積載8,500kg） ※運転者は、大型自動車運転免許証が必要です。</p> <p>②タイヤショベル（定員2名、貸出期間5月1日～10月31日） ※運転者は、大型特殊自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。</p> <p>③タウンエーストラック（定員3名、通年貸出可能） <<2台あり>> ※運転者は、普通自動車運転免許証が必要です。</p> <p>④小型タイヤショベル（定員1名、貸出期間5月1日～10月31日） ※運転者は、普通自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。</p>
諸条件	<ul style="list-style-type: none"> ・使用区域は、原則町内です。 ・使用する10日前までに申し込みをしてください。 ・使用できる時間は原則として午前9時から午後5時までとし、最大2日間使用できます。
貸出例	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の清掃活動 ・町内のイベント開催時の備品搬送など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・貸し出しは公務等で使用する予定がない日に限ります。また、災害などで緊急に使用する場合は貸し出しできないことがあります。 ・車両の任意保険に加入していますが、全てに適用されるものではありません。 ・車両を損傷した場合は、修繕・賠償を請求することがあります。 ・詳しくは役場企画課企画・まちづくり係までお問い合わせください。

新 ゼロカーボン推進事業補助金 (企画課) 予算額 650 万円

温室効果ガスの排出を抑制し、環境に優しい持続可能な地域社会の構築に寄与するため、省エネ住宅の取得や改修、太陽光発電設備の導入等を行う方に補助金を交付します。

補助対象者	(個人の方) ・ 町内に住所を有する方 (町外から本町に住民票を異動しようとする方を含む) ・ 自己が所有し居住することを目的とした住宅に関する工事等をする方 (事業者の方) ・ 町内で原則1年以上引き続き同一の事業を経営する方 ・ 自己が所有する町内の事業所等に係る工事等をする方
諸条件	・ 調査費や事務費、既設機器の撤去費、中古品の購入費は対象外 ・ 対象経費が 20 万円 (税込) 以上 ・ 同一年度内において本補助金を利用していないこと ・ 令和6年4月1日以降に工事請負契約又は売買契約をしたものであること ・ 補助の対象となった住宅や設備の写真や工事内容を町や北海道の広報等に必要な範囲で利用することに許諾すること ※ その他、補助金の種類ごとに個別の要件があります。詳細はお問い合わせください。
補助金額	(個人の方向け) ・ ZEH住宅の取得 50万円 / 棟 ・ 北方型住宅ZEROの取得 100万円 / 棟 ・ 既存住宅への性能向上リフォーム 対象経費の1/3以内、上限50万円 ・ 新築又は既存住宅への太陽光発電設備の導入 7万円/kW、上限30万円 ・ 新築又は既存住宅への定置用蓄電池の導入 対象経費の1/3以内、上限30万円 (事業者の方向け) ・ 事業所等への太陽光発電設備の導入 5万円/kW、上限50万円 ・ 事業所等への定置用蓄電池の導入 対象経費の1/3以内、上限50万円

高効率給湯器、エアコン、LED照明、トイレなども対象となる場合があります。

令和6年度 農業・商工業支援事業のお知らせ

● 産業後継者新規就業支援事業 予算額 150 万円

町内で農業・商工業などを営む方の後継者または新規開業に伴う新規就業者に対して経営の継続と発展を図るために、支援金を交付します。

◆対象者 ※次の全てに該当する年齢45歳未満で就業開始後6ヶ月以上の方

- ・ 町内に住所を有すること。 ・ 公租公課に滞納がないこと。
- ・ 後継者の場合は、自営業などの経営を引き継いで経営者となる意思を有し、同時に申請時の経営者があること。
- ・ 新規就業者の場合は、自営業等を将来的に継続する意思があること。
- ・ 支援金の交付決定の日から5年以上秩父別町に住所を有し、対象となった自営業などに従事すること。

◆交付額

- ・ 50万円

※自営業など1経営体につき交付対象者は1人とし、交付は1度限りです。事情によりその支援金を返還した場合であっても、2回目の交付は行いません。

◆必要書類

- ・ 支援金申請書、定住誓約書、経営継承及び経営承継承諾書 (様式は役場産業課にあります)
- ・ 住民票、公租公課の滞納の無い証明書、新規就業の経営内容が確認できる書類



● 農業後継者就学支援事業

予算額 36 万円

農業経営の安定と優れた農業後継者を育成するために、農業関係高等学校または大学等に在学する方に対して必要な資金を交付します。

◆対象者

- ・町内で農業を営んでいる方の親族（2親等以内）で、農業高等学校、農業大学校、農業関係大学などに在学する学生のうち、卒業後に町内で農業経営の担い手となり農業を営む方。

◆交付額

- ・高等学校：月額1万円（交付期間3年間） ・大学：月額3万円（交付期間4年間）
- ・短期大学、農業大学校、専門学校：月額3万円（交付期間2年間）

◆交付期間

- ・卒業または修了の最短期間とします。（高等学校と大学等を通算しての交付は行いません。）

◆必要書類

- ・申請書、家庭状況調査（様式は役場産業課にあります）・在学証明書
- ・戸籍謄本、住民票抄本（秩父別町に住所を有しない方）

● 農地所有適格法人設立支援事業

予算額 100 万円

秩父別町内で経営の多角化、作業受託などの発展的な農業経営を目的に、農地所有適格法人を設立する農業者に対して、経営の初期段階に必要な資金を交付します。

◆対象者

- ・町内に在住する親族（2親等以内）ではない2戸以上の農業者で法人を設立し、設立した年度から1年度以内に認定農業者になることを確約できる法人。
- ※1戸の農業経営者が2つ以上の法人の構成員になる場合、支援金の交付対象は1法人限りです。

◆交付額

- ・100万円

◆必要書類

- ・申請書、認定農業者になる誓約書（様式は役場産業課にあります）
- ・法人の登記簿謄本及び定款

●【新】 土壌診断費用助成事業

予算額 132 万円

肥料・燃料など農業資材の高騰が続く中、圃場の土壌養分を診断し、過剰施肥などの見直しにより農業経営の負担緩和を図ることを目的に、土壌診断に係る費用を支援します。

◆対象者

- ・個人経営者は町内に住所を有する方、農地所有適格化法人は町内に登記上の住所を有する法人で、令和6年度から3年の間で土壌診断を実施するもの。

◆補助額

- ・1ヘクタールにつき1か所の土壌診断費用にかかる経費に対し、JA北いぶきと町がそれぞれ5割を負担します。農業者に負担はありません。

◆申請方法

- ・JA北いぶきが申請の取りまとめを行います。



お問い合わせ 産業課商工係・農政係 電話 0164-33-2111（内線63・64）

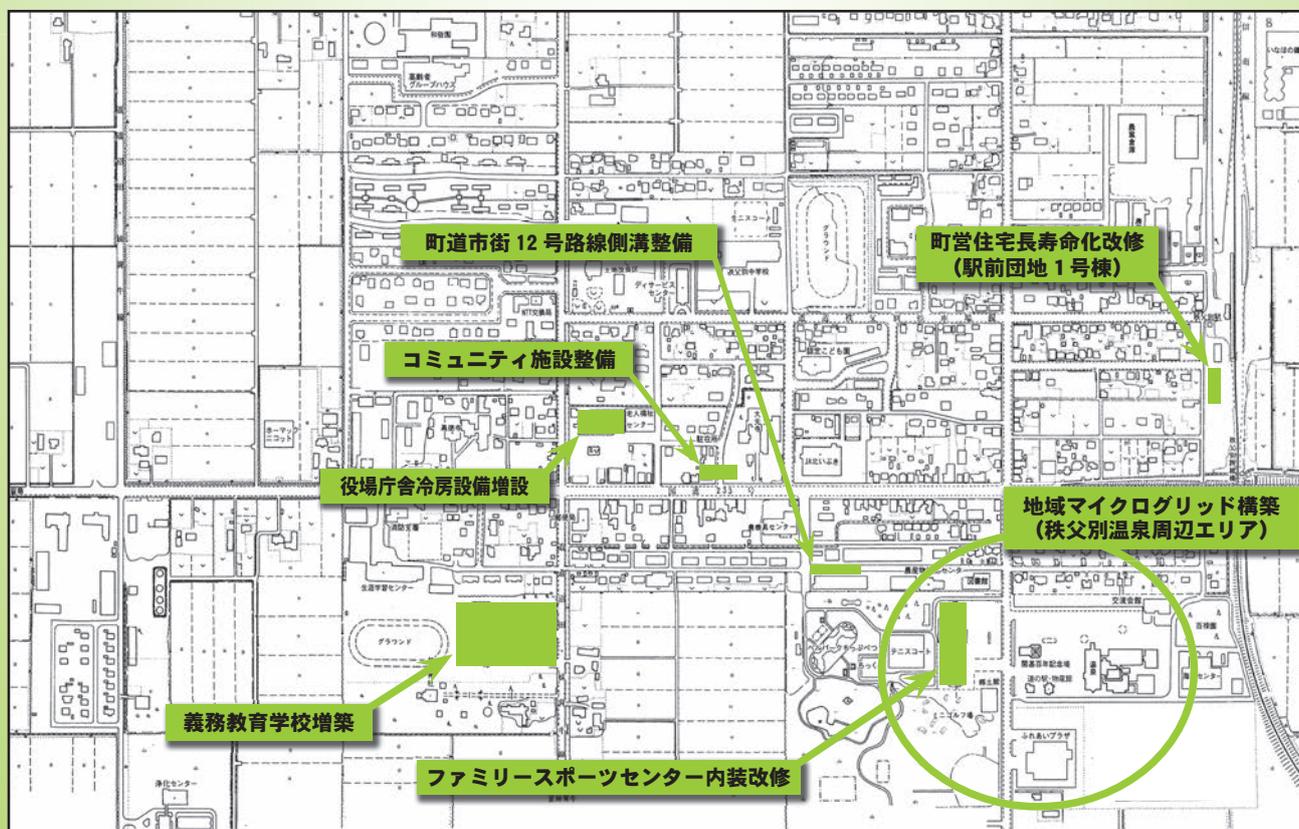
令和6年度 主要建設工事の 実施予定箇所を お知らせします

6号橋補修

水道施設電気計装設備更新

浄化センター機能強化

秩父別桜川浚渫



お問い合わせ 建設課管理係 電話 0164-33-2111 (内線92)



4月から65歳以上（第1号被保険者）の 介護保険料が変わります

満65歳以上の方が納める、令和6年度から令和8年度までの介護保険料が決定しました。

介護サービスを利用した際に必要な費用は、利用者負担を除いて、国・北海道・秩父別町が全体の50%、40歳から64歳までの第2号被保険者が27%、65歳以上の第1号被保険者が23%を負担します。

◆令和6年度から令和8年度までの保険料

区分	対象者	第8期 【R3～R5】		第9期 【R6～R8】	
		調整率	保険料 年額 (円)	調整率	保険料 年額 (円)
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税 ・世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額× 0.3	19,000	基準額× 0.285	18,100
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額× 0.5	31,800	基準額× 0.485	30,800
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額× 0.7	44,500	基準額× 0.685	43,500
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額× 0.9	57,200	基準額× 0.9	57,200
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額× 1.0	63,600 【基準額】	基準額× 1.0	63,600 【基準額】
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額× 1.2	76,300	基準額× 1.2	76,300
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額× 1.3	82,600	基準額× 1.3	82,600
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額× 1.5	95,400	基準額× 1.5	95,400
第9段階	【第8期】 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上 ▼ 【第9期】 本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額× 1.7	108,100	基準額× 1.7	108,100
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満			基準額× 1.9	120,800
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満			基準額× 2.1	133,500
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満			基準額× 2.3	146,200
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上			基準額× 2.4	152,600

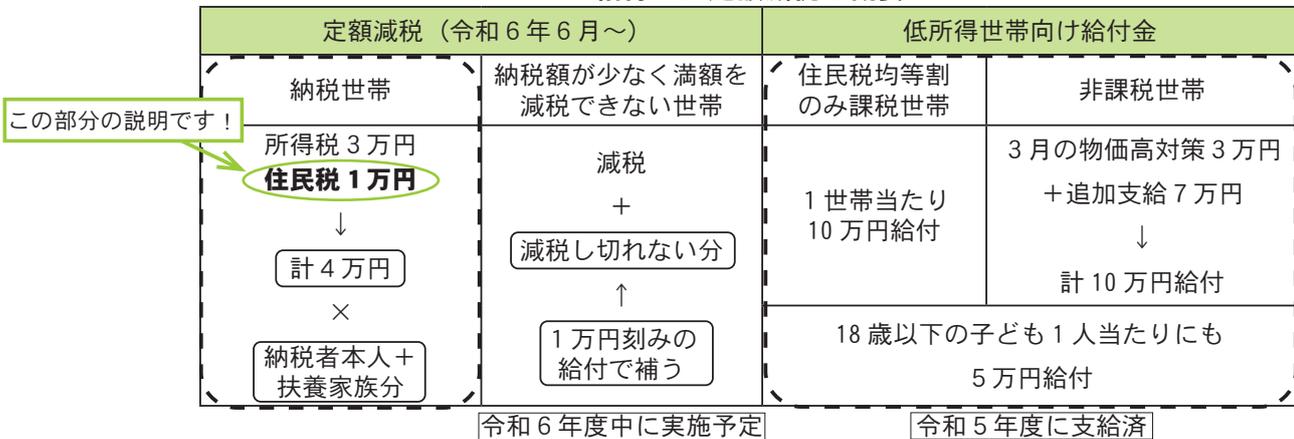
※令和6年度からの保険料は、13段階に区分し、所得に応じた保険料の負担設定を行っています。

お問い合わせ 住民課介護保険係 電話 0164-33-2111 (内線45)

定額減税（所得税3万円・住民税1万円）が実施されます

国によるデフレ脱却の経済対策の一環として、令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税3万円、個人住民税1万円、計4万円の定額減税が実施されることとなりました。そのうち、町が実施する個人住民税分の定額減税の概要についてお知らせします。

給付金と定額減税の概要



○対象となる方 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

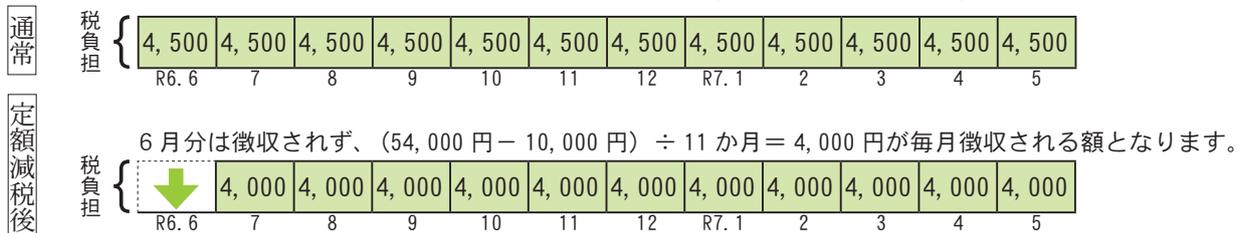
○減税額 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

○徴収方法（令和6年度分）

①給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

・令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。

◆例：単身世帯（定額減税額10,000円）、定額減税前の住民税54,000円（毎月徴収額4,500円）の場合



②普通徴収（事業所得者等の方）

・定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。

◆例：単身世帯（定額減税額10,000円）、定額減税前の住民税54,000円（各期徴収額13,500円）の場合



○その他

・所得税（国税）の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)

お問い合わせ 総務課税務係 電話 0164-33-2111（内線35）

町公式LINEをリニューアルしました！

新型コロナワクチン接種予約や住民健診予約で活用していた町公式LINEを大幅にリニューアルしました。

今後は、町から生活に役立つ情報や防災情報などをお届けするほか、防災無線の通知やごみ出し日の通知、道路・街路灯の不具合の通報などができるようになります。

機能は順次追加していきますので、まだお友達登録がお済みでない方は、ぜひ登録してください。

○友達登録方法

1. LINEアプリの「友だち追加」から「検索」に進み、「@chippu」をID検索して追加
2. 次の二次元コードをスマートフォンなどで読み取り追加



友達登録用
二次元コード



公式LINEのメニュー

公式LINEのリニューアルは地域活性化起業人の佐藤さんに実施いただきました

佐藤さんは、DMM.comグループの合同会社EXNOAに勤務されている札幌市在住の方で、令和4年10月から町に定期的にお越しになり、高齢者の外出促進に関する取組の検討やデジタル化の推進にご協力いただいております。

地域活性化起業人とは？

企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながるよう地域活性化を図る取組



スマホ教室の様子

出張スマホ教室について

町内会の集まりやサークルの後などにスマホ教室を開催しませんか？
ビデオ通話をしたい、写真を撮影して友だちに送りたい、LINEグループを作りたいなど、皆様の希望や疑問に地域活性化起業人の佐藤さんがお答えします。

希望される方は、役場企画課までお問い合わせください。

- 対象 町民又は町内事業所等に勤務する方で、5名以上の参加が見込まれる団体等
- 日時 地域活性化起業人の佐藤さんが来庁する日の午前9時から午後8時までの間
- 場所 町内
- 申込方法 開催日の14日前までに役場企画課に申込書を提出

※ 本年度は、別途、携帯電話会社によるスマホ教室も開催予定です（開催時期未定）。



お問い合わせ 企画課企画・まちづくり係 電話 0164-33-2111（内線72・73）

新

1/3助成

20,000 円上限

アピランスケア支援事業の開始

アピランスケア用品の購入費用の一部を助成します。

秩父別町では令和6年4月から町独自にアピランスケア用品の購入費用の一部助成を開始しました。購入費用の助成により心理的および経済的負担を軽減するとともに、治療と就労、社会参加等との両立を支援し、療養生活の質の向上を図ることを目的とします。

アピランスケア用品とは

がん等の治療により生じた外見（アピランス）の変化を補整する医療用補整具です。
例えば・・・

- 頭髪補整具～ 医療用ウィッグ、頭皮保護用ネット、毛付き帽子
- 胸部補整具～ 人工乳房、補整パッド、補整下着、専用入浴着
- その他 ～ エピテーゼ（補整用人工物） など

対象者

病気の治療や疾患によりアピランスケア用品を購入した方

助成額

購入費用の1/3（1,000円未満切り捨て）
上限 20,000円

助成回数

1年度に1回

助成方法

申請後に、償還払いでの助成となります。

アピランスケア用品を購入後、役場で払い戻しの手続きが必要です。

その際に必要な書類

- ① 治療を行っていることを証明する書類（治療方針計画書等）
- ② 領収書及び明細書
- ③ 申請者の本人名義の金融機関口座番号のわかるもの



お問い合わせ 住民課健康推進係 電話：0164-33-2111（内線48・49）
FAX：0164-33-3466



意識高め!

* 食のアンケート結果 * << 2 回目 >>

ご協力いただいたみなさま、ありがとうございました!

3月号に掲載した食のアンケート結果の続きです【令和5年8月～12月の期間、町民のみなさん(20～70代)に食のアンケート調査を行いました(回答数336名)】。

アンケートからみられた食の傾向を抜粋してお知らせしています。ご自身の食生活の振り返りやこれからの参考に、ぜひお役立てください。

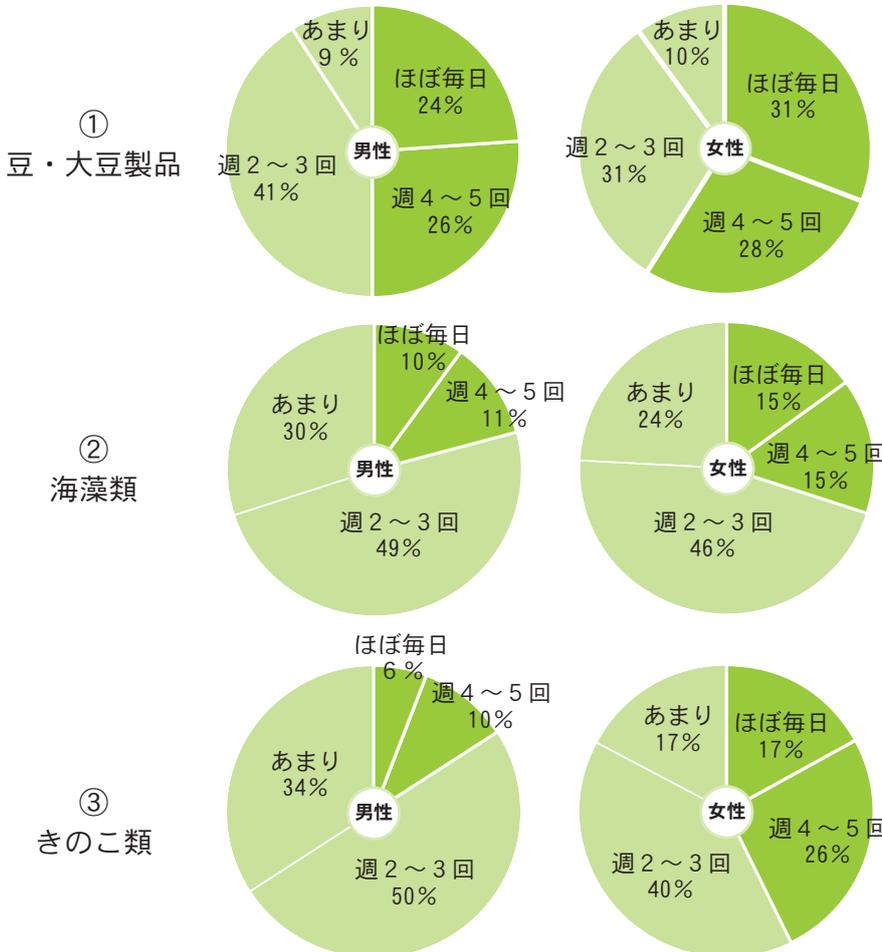
生活習慣病予防に効果的な食材を食べる頻度

【設問】

次の食品をどのくらいの頻度で食べていますか。

- ①豆類・大豆製品(豆腐・納豆・きな粉・おから・豆乳など)
- ②海藻類(わかめ・もずく・ひじき・塩昆布など)
- ③きのこ類(えのき茸・しめじ・椎茸・なめこなど)

①～③の食材は体内で余分なコレステロールの吸収を抑え、血糖値や血圧の上昇をゆるやかにする働きがあります。



週4回以上の方が非常に多く良い習慣になっています。週2～3回の方が今後1～2回増やせるといいですね。

男女ともに約半数が週2～3回の頻度です。男性とあまり食べない方は、週2回くらい増やしていきましょう。

週4回以上の方は男性に比べて女性が2.7倍多く、女性は意識的に取り入れていることがうかがえました。あまり食べない方は、食べる回数を少しずつ増やしていきたいですね。

～ 日々の食事に①②③の食品を気軽に『ちょい足し習慣』～

上記の食品を食べる機会を増やすには、小さな高野豆腐(①の食品)やカットわかめ(②の食品)などの乾物を味噌汁に加えるお手軽な食べ方も良いですね。多くの方が豆・大豆製品を食べることが習慣になっています。海藻類・きのこ類を更に増やしていけるよう、町では住民健診などでレシピの提案をしていきます。

* 次回は「3食以外に食べる習慣」についてお伝えします*

お問い合わせ 住民課健康推進係 電話 0164-33-2111 (内線48)

議 だ よ り 会

発行/秩父別町議会
編集/広報公聴常任委員会
TEL/0164-33-2111
(議会事務局 内線25・26)



「義務教育学校整備事業」や「コミュニティ施設建設事業」を含む
令和6年度一般会計当初予算案 58億700万円を可決！

今年の仕事ピックアップ

義務教育学校増改築等

20億4,272万円

令和8年度開校予定の「秩父別学園」増改築等費用（2年分の予算）

コミュニティ施設建設

5億5,946万円

バス待合所、商工会事務所や金融機能を備えたコミュニティ施設の建設費用

地域マイクログリッド構築事業

（補正後事業費）4億4,973万円

ゆう&ゆ周辺の公共施設に太陽光発電、蓄電池を結び電力供給を行う施設建設

在宅育児応援金

360万円

日中、家庭で乳幼児を保育する世帯に月額15,000円の経済的支援を実施

ブロッコリー作付推進助成金

364万円

特産品であるブロッコリーの栽培に要する肥料代として1.6万円/10aを助成

庁舎冷房設備増設事業

（前年度繰越分）1億1,792万円

避難所等としての環境改善のため役場庁舎に冷房設備を増設



◆令和6年度
第1回定例会開催

第1回定例会が3月11（12日）に開かれ、令和6年度の各会計予算及び令和5年度一般会計補正予算を含めた25件の議案（うち発議1件、人事案件1件）を審議し、いずれも原案どおり可決しました。

なお、令和6年度新年度予算は、2日間にわたる予算審査特別委員会において活発に議論が交わされました。

詳しくは、予算審査特別委員会の質疑をご覧ください。

◎条例の改正等

- ・令和8年4月1日に開校する秩父別町立義務教育学校の設置条例を設定
- ・ケアラーを地域社会全体で支えるために秩父別町ケアラー基本条例を設定
- ・多額の寄付に対する公益功労賞の表彰について、功労章に代えて記念品の授与への変更の改正他9件を可決しました。

◎発議

・議会広報のあり方について、調査研究を行うことを目的に、広報公聴常任委員会を設置するため、秩父別町議会委員会条例の一部を改正

◎人事案件

・教育委員会教育長
【再任】早川 聡 氏



議会を傍聴
しませんか

第2回町議会定例会は6月中旬に開催されます。
当日の受付で傍聴できますので、お気軽にお越しください。

お問い合わせ
秩父別町議会事務局
TEL 33-2111
(内線 25・26)

一
般
質
問

(質問と答弁の内容を要約してお知らせします)

第1回町議会定例会一般質問

ゼロカーボンシティ
町民が取り組めること
質問 金子議員



令和3年12月第4回定例会において、町長はゼロカーボンシティ（二酸化炭素実質排出ゼロ）実現を目指すことを表明しました。
令和6年度予算においては、各種施策が提案されていますが、町民が二酸化炭素排出ゼロに取り組めることの一つにゴミの分別があります。資源保護の観点から

らもプラスチックゴミの分別をお願いしては如何でしょうか。

国ではプラスチックの一括回収を自治体の努力義務としてあります。慣れるまで面倒ではありますが、少しいの間で二酸化炭素削減に貢献できます。町民の皆さんに二酸化炭素排出ゼロを意識していただくきっかけにもなると思います。

答弁 澁谷町長

プラスチック製品は、不法投棄による海洋汚染や燃やして処分するときに排出される二酸化炭素による地球温暖化が進むなど環境への影響が懸念されています。南空知では分別とりサイクルを行っている自治体があります。

町独自での分別回収のためには、環境省の認可を受けなくてはならず、業者に

引き渡す前の処理も必須となるため、費用対効果の検証が必要です。町としても、ゼロカーボンシティ宣言に基づき、プラスチックごみ回収の必要性は感じているため、北空知衛生センター組合等において要請をしており、今後も引き続き働きかけを行ってまいります。
ゼロカーボン推進のためには、行政だけではなく町民の皆さんが高い意識をもって、ゴミの減量化など様々な取り組みを進めることが必要です。



奨学金制度の復活と奨学金返還支援事業の創設について

質問 金子議員

バブルの再来かと思わせるような株価高騰と過去最高の賃金引き上げがニューノーマスとなつていますが、それらを実感できないとの声が聞こえます。また、今回議会で実施したアンケートにおいても子育てへの経済的不安の声も頂きました。

本町の奨学金制度は、昭和47年に始まりましたが、他の奨学金制度の充実と利用者減少により平成元年に廃止されました。

生活の多様化により、経済的に学費を全て賄える家庭ばかりではありません。奨学金を借り入れ、アルバイトをしながら通学する方も多くいます。当然ですが、借りたものは返さなければなりません。就職後に返済が大変で結婚したくても将来が不安、たとの声もあります。

未来を担う子どもたちと子育て家庭を応援するため、無利子の奨学金復活と

奨学金返還支援事業を創設しては如何でしょうか。両制度は、町内事業所に有能な新卒者が就職していた、たける、あるいは、近隣に就職する方、子育て中の家族が本町に移住していただける可能性があると思えます。

答弁 澁谷町長

文部科学省の発表では、現在、全学生の約3割が奨学金制度を利用しており、平成29年度からは給付型奨学金を導入し、さらに無利子の貸与型については、基準を満たす希望者全員が貸与を受けられるよう拡充されています。

町といたしましては、家庭の経済的理由で進路希望を叶えることが出来ないという状況は好ましいことではないと認識しております。

町独自の奨学金制度は、移住・定住政策の一つとして有用であると考えます。

今後、安定的な運営、貸与の継続の可能性等を検討し、奨学金返還支援と併せて前向きに検討いたします。

介護サービス事業所への補助制度創設について

質問 岡崎議員



現在、秩父別町には特別養護老人ホーム和敬園、グループホームべにばら、デイサービスセンター、訪問看護事業所など高齢者福祉が、充実しているほうだと思います。

しかし、人手不足が非常に深刻な問題であり、和敬園では、定員80名のところ60名程度、べにばらでは定員の半分の受け入れしか出来ない状況であります。

人員確保のため職業安定所での募集や、チラシ、知人等を介しての募集も効果がなく全くの手詰まり状態であります。

そこで対策としては年々増加する外国人労働者の採用であります。近隣の介護施設や和敬園でも雇用されているようです。

しかし、外国人紹介事業者を介しての採用が主であり技能実習、特定技能いずれの場合も多額の費用がかかるため事業所の経営を圧迫しているのが現状です。

この様な状況が続けば、介護が必要になった時には住み慣れた町を離れなくてはならなくなり、故郷で終期を迎えたい希望もありません。本町の介護事業の安定と継続のため、外国人労働者を雇用する場合の費用に對しての補助制度を創設してはと思いますが、その可能性について町長の考えをお伺いいたします。

答弁 澁谷町長

高齢者社会が進行するなか要介護者は増加傾向にあります。一方で介護職の人材不足が全国的な課題となつております。

人材不足は少子高齢化による生産年齢人口の減少に加え、賃金が安価である事

が要因とされており、国では介護報酬の改定や処遇改善加算を創設するなど待遇の改善を進めているところであります。

本町においても、平成29年度から介護従事者確保推進事業を実施していますが、さらなる人材確保に向け、令和5年に制度を見直し初任者や介護福祉士研修の受講費用の助成に加え、採用した職員への就労支援金の支給に對して助成するなど制度を拡充しましたが課題解決には至っておりません。

この様な状況のなか、外国人労働者の採用が進んでおりますが、言葉の壁や採用に至るまでの経費が高額であるなど多くの課題もあります。

町といたしましては、町営の入居型施設を設置してないない事を踏まえ、今後民間業者が安定して運営ができるよう、各事業所及び地域ケア会議など関係機関の意見を伺いながら効果的で効率的な支援制度を検討してまいります。

高齢者世帯への除排雪補助金制度の柔軟な運用を

質問 藤岡議員



雪国に住む高齢者にとつて一番の重労働は降った雪の処理です。特に一戸建ての住人は、雪掻きに加え屋根の雪下ろしや雪庇落とし等、重労働であるとともに危険が伴うものであり、毎年除雪中の事故が報道されています。そこで町は高齢者世帯に対し除排雪費の一部を補助し、町内の指定業者による作業が実施されており、利用者には大変喜ばれています。

しかし、今シーズンは頼んでも事業者が作業に来れないと言う事例があったと伺っております。

今後どのような対策をとられるのか、お考えを伺います。

答弁 澁谷町長

今年度においては、当初予定していた業者の方が、人手不足のため対応が難しかった事は事実であります。業者の方も精一杯ご努力いただいた結果です。

業者の方には本業が休みの日に除排雪をお願いしている訳で、あくまで業者の方の善意に頼っている事業であり、その辺りを町民の皆さんにしっかりと周知をしておご理解をいただくべきであったと反省しております。

令和6年度においては、早期から業者の方を募集するとともに、町外にも呼びかける予定であります。ただ、屋根の雪下ろしは危険な作業である事から皆さんの要望に応えられるかは不透明な状況であります。より良い方策を検討してまいります。

予算審査特別委員会の質疑

令和6年度予算案を審査するため、予算審査特別委員会を設置し、委員長に藤岡浩文議員、副委員長に眞島秀樹議員を選出し、3月11日から2日間にわたり審査を行いました。

特別委員会での質疑応答の主なものは、次のとおりです。

【質問】 開村130年記念事業交付金の内容は

【答弁】 開村130年を迎え、6月27日に記念式典の開催を予定しており、記念講演会や中学校吹奏楽の演奏、自衛隊音楽隊による演奏や式典にかかる準備費用等に対し、交付金を交付いたします。



【質問】 どのような防災用トイレを整備するのか、災害時以外の活用は

【答弁】 災害等により上下水道が使えない状況などに備えて、簡易型トイレを主要な避難所に設置できるように整備します。用を足した後には、自動で専用のラップに包み、通常ゴミとして処分できるものであります。今のところ災害時以外で活用することは考えておりません。

【質問】 ゼロカーボン推進事業補助金の補助基準は

【答弁】 住宅に太陽光パネルを設置した場合、一般的な家庭であれば、パネルの出力は大体5kWから10kW未満ですので、補助基準はパネル出力1kW当たり7万円とし、限度額を30万円に設定しています。

【質問】 地域生活交通確保補助金の内容は

【答弁】 沼田深川線は、沼田町、秩父別町、深川市で補助しており、負担割合は、均等割20%、路線の距離割40%、利用人数割40%で算出しています。留萌旭川線については、JRからの支援金を充当し、留萌市、秩父別町、深川市で均等割により補助しています。補助は、バス会社への赤字補填となります。

【質問】 商工振興対策事業補助金の内容は

【答弁】 補助内容としましては、新春みかんまき、商工会全国大会参加費、農地水環境整備で使っている商品券印刷費、さらに青年部、女性部の活動費などで、一番大きいものはスタンプ会の10倍セール事業費に対する補助となっております。

【質問】 鳥獣被害対策実施隊員の報酬・人数とも体制強化が必要ではないか

【答弁】 野生動物との共生の観点から、爆竹を使い熊を人里に近づけない方法をとっています。万が一の場合、ライフルでの駆除となりますが、町内には1名のみですので、その場合は、沼田町のハンターに応援をいただく予定ですが、ハンター養成も進めたいと思います。

【質問】 ごみ収集業務で委託料が前年に比べ伸びているが理由は何か

【答弁】 今回、尙忠栄が撤退するにあたり、入札した結果、滝川の業者が落札し、今回の委託料となりました。

【質問】 在宅育児応援金は、保育所に預けなければ、無条件で支給するのか。また、農閑期のみ在宅で育児した場合もその期間は該当するのか

【答弁】 生後10か月を超え小学校入学前までの乳幼児が対象となり、申請をいた

だき交付します。農閑期のみでも対象となります。



【質問】 北空知成年後見相談センターの本町町民の実績と職員体制は

【答弁】 令和5年は1件相談がありました。社会福祉士が専任で1名。センター長は兼務の職員が1名です。

【質問】 介護認定審査会の認定委員の人数は。また、審査会は年何回開催されているのか

【答弁】 第1〜6合議体があり、1合議体4名で構成されています。本町からは2名の方に委員をお願いしており、年98回開催しています。

【質問】 介護会計の認知症初期集中支援チームについての内容は

【答弁】 ご本人が受診を拒み、家族が困っている家庭に対し、深川市立病院の医師・看護師・町の保健師を派遣し、早期診断、早期対応を行うものです。

【質問】 道路維持のためトラクターで草刈りをする際、のり面がガタガタで刈りづらい所があるが、のり面補修してもらえないか

【答弁】 令和5年も多数あり、町の管理部分は補修していきます。

【質問】 農業集落排水機能強化の事業計画はいつ終了するのか

【答弁】 令和7年度終了予定です。

【質問】 水道会計電気計装設備更新の内容は

【答弁】 現在使われている設備は、20年以上経過しているため、更新が必要です。本年度は流量計室にある圧力計等を更新します。

【質問】 教育委員会が計画している高齢者の外出・社会参加促進事業は何を実施するのか

【答弁】 外出の機会がない、ご近所付き合いが少ない方を対象に講演会を計画しています。

【質問】 教育長の執行方針で部活動の地域移行について、地域連携による試行とあるが、具体的にどのようなことを計画しているのか。また、少年団活動も同じような状況であるので、同時進行で検討してもらいたい

【答弁】 今年は、子供を含めて関係者にアンケート調査を行い、1市4町で出来ることがあれば、試行的に行いたい。少年団活動についても北空知で指導者を共有できないかということも含めて、今後検討したい。

【質問】 ちっぷつ子夢へのかけはしプロジェクト補助金の内容は

【答弁】 小学生から高校生までの児童生徒が自分の夢、将来やりたいことを応

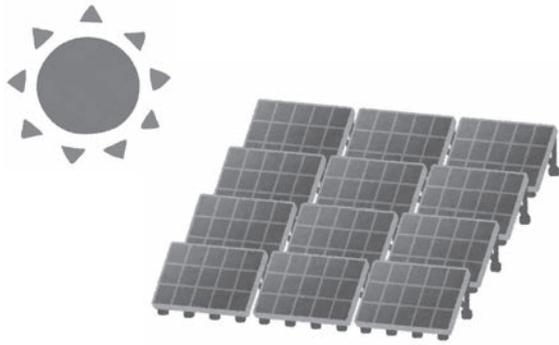
援する企画です。例えば、将来、プロ野球選手を目指したい時に試合を見に行く、練習を見に行く等の費用を助成します。

【質問】 義務教育学校の建設が2年にわたるが、工程は

【答弁】 令和6年度は、既存校舎の職員室と玄関を改築し広げ、増築校舎の部分については、基礎工事を予定しています。また、グラウンドの拡張工事は、令和7年度に行う計画です。



義務教育学校全景イメージ図



第2回町議会 臨時会

第2回町議会臨時会が、4月12日に開催され、地域マイクログリッド構築に係る経費1億4,700万円を追加する令和6年度一般会計補正予算案について審議を行い、原案どおり可決しました。

所管事務調査 申し出

議会閉会中の所管事務調査について、総務経済常任委員会及び議会運営委員会から、次のとおり申し出がありました。

- 総務経済常任委員会
 - ・災害時の避難場所と備蓄用品在庫状況について
 - ・職員研修の実施状況について
 - ・通所介護施設（デイサービスセンター）の運営状況について
 - ・認知症対策と家族支援状況について
 - ・農地の移動状況について
- 議会運営委員会
 - ・次期町議会（定例会までの臨時会を含む）の運営について

議会の主な動き

【2月】	【3月】	【4月】
1日 空知町村議会議長会定期総会	4日 町政討論会	2日 広報公聴常任委員会
6日 まち・ひと・しごと創生会議	7日 全員協議会	5日 中学校入学式
8日 ゼロカーボンシティ推進委員会	11日 広報公聴特別委員会	8日 小学校入学式
16日 屯田会総会	11日 全員協議会	12日 第1回町議会定例会（12日）
17日 まとい会総会	12日 広報公聴特別委員会	14日 中学校卒業式
22日 建国祭祭典	14日 農協協議会定期総会	19日 小学校卒業式
26日 農業再生協議会臨時総会	19日 広報公聴特別委員会	25日 一部事務組合議会定例会
28日 交通安全協会通常総会	27日 建設業協会通常総会	27日 建設業協会通常総会

編集後記

◇今冬は例年より積雪が少ない状況でしたが、3月に入り気温の低い日が多く雪どけが遅れました。この議会だよりが発行される頃は田植えの時期だと思いますが、今年も五穀豊穡の秋を迎えることを願うところです。

◇コロナも5類に移行し、徐々にコロナ禍前の環境に戻りつつありますが、まだ感染が続いています。体調管理には十分気を付けましょう。

◇この度は議会に対してのアンケート調査にご協力を頂きまして、大変ありがとうございます。議会だよりに対しても沢山の御意見を頂きました。

今後皆様方の御意見を参考に取組んでまいります。よろしくお願いいたしますので、宜しくお願い申し上げます。

(真島)

畜犬登録・狂犬病予防注射のお知らせ

狂犬病予防注射日程

■実施日 **5月28日(火)**
時間・場所は右表のとおり

■料金

登録料 **3,000円** (新規登録のみ)

注射料等 **3,240円**

(つり銭のないようにお願いします)

実施場所	時間
日の出コミュニティ会館	9時00分～9時45分
西栄コミュニティ会館	10時00分～10時30分
除雪ステーション	10時45分～11時45分
役場前	13時30分～15時45分

●実施日(5月28日)に登録及び注射が受けられない方へ

- ・6月11日(火)午後5時30分から午後6時45分までの間、役場前で登録及び注射を行います。
- ・個人宅への注射の出張サービスは行っていませんので、6月11日も注射を受けることができない方は動物病院で接種してください。

●動物病院で注射を受けた場合

- ・病院で発行された「狂犬病予防注射済証」を持参のうえ、役場住民課衛生係までお越しください。注射済票を交付いたします。(手数料550円が必要です。)

●飼い犬の異動があった場合

- ・飼い犬が転入・死亡したり、飼い犬を譲ったりした場合には届出が必要になります。
- ・異動があった場合は、衛生係までご連絡をお願いします。

狂犬病予防注射は、法律で1年に1回必ず飼い犬に注射することとなっています。

お問い合わせ 住民課衛生係 電話 0164-33-2111 (内線43)
FAX 0164-33-3466

農業集落排水事業の適格請求書発行事業者の登録番号が変わります

令和6年4月1日から秩父別町農業集落排水事業の公営企業法一部適用に伴い、適格請求書発行事業者の登録番号が変更となりました。

水道料金納付書については5月発付分、水道・下水道使用水量のお知らせ(水道検針票)については6月検針分から登録番号が変更となります。

ご不明な点がある場合は役場建設課上下水道係までお問い合わせください。

農業集落排水事業適格請求書発行事業者登録番号

変更前 T5800020004151

変更後 T4800020006586



お問い合わせ 建設課上下水道係 電話 0164-33-2111 (内線92)



春のヒグマ注意特別期間について

北海道では、ヒグマによる人身被害を防止するため、令和6年4月1日から令和6年5月31日までの61日間を「春のヒグマ注意特別期間」に設定しています。

ヒグマによる人身被害は、特に春と秋に多く発生しています。

春は山菜採りなどで人間が野山に出かける機会が多い季節であることに加え、ヒグマも冬眠明けのために餌を求めてより活発に活動するため、人間とヒグマが遭遇する確率が高いと考えられます。

ヒグマによる事故や被害を未然に防止するため、山菜取りなどで山に入る場合は、下記のことについて十分に注意してください。

- (1) 食べ物やゴミは必ず持ち帰りましょう。
- (2) 単独行動を避け、常に複数での行動を心掛けましょう。
- (3) 野山では音を出しながら行動しましょう。
- (4) 事前にヒグマの出没情報を確認してください。
- (5) 薄暗い時は行動しないようにしましょう。
- (6) フンや足跡を見たら引き返しましょう。



※ 人里周辺などでヒグマを目撃した時は、市町村役場または警察にご連絡ください。

北海道内のヒグマ出没情報については下記URLをご参照ください。

・市町村ヒグマ関連情報リンク集

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/higuma/joho.html>



お問い合わせ 産業課農産係 電話 0164-33-2111 (内線63)

“認知症ケアパス”を作成しました！

“認知症ケアパス”とは、認知機能の程度に応じた対応や医療・介護サービスなどに関する情報を掲載したものです。

認知症が心配になる前から意識して行動する事が、認知症予防に繋がります。また、本人・家族が生活や対応のポイントを知っておく事で、お互いに気持ちになる事もあります。

相談窓口や医療機関についても掲載しています。“認知症ケアパス”を全戸配布していますので、参考にしてください。

お問い合わせ 住民課介護相談係 電話 0164-33-2111 (内線44)

農業者年金受給権者現況届について

農業者年金を受給されている方は、年金を受給するために現況届の提出が必要です。

現況届は、5月末頃に農業者年金基金から直接受給権者ご本人あてに送付されます。

現況届が届いたら、氏名・生年月日・住所（番地記載）等を記入のうえ、6月末までに農業委員会事務局へ提出してください。

提出がないと、農業者年金の支払いが止められる場合がありますのでご注意ください。

お問い合わせ 農業委員会事務局 電話 0164-33-2111 (内線65)



アンの秩父別タイ在記

毎月連載!

Vol.59 「25人のタイ人観光客が来町しました」

皆さん、お元気ですか？私はスーパー元気です！

まずは、前回の広報を読んで自転車を貸して下さった皆様にお礼を申し上げます。

4月に秩父別町に来たタイ人観光客は25人で、そのうち、最も大人数のグループは13人でした。

私にとってこんなに大人数を案内するのは初めてで、最初は色々心配でした。

例えば、自転車の数は足りるか、13人のお客さんを1人で案内できるか、秩父別町のレストランに入ることができるか、雨が降らないかなどです。

しかし、お客さんは時間通りに行動してくれたので、予定通りに行うことができました。

また、天気予報では雨の予定でしたが、当日は気持ちよく晴れました。

皆様のおかげで無事にツアーを終えることができました。

お客さんも大満足で、秩父別町のファンになった人もいます。秩父別をPRする立場の私としては大成功だと思っています。

5月には田植え体験や見学をしに来るタイ人のお客さんがいます。

農業以外にも町民の方々と交流できるイベントもやりたいと思いますので、またご協力をお願いします！



貸して下さった自転車は大活躍しました！

自動車税種別割の納期限は5月31日（金）です

★★★ 自動車税種別割は、次の場所や方法で納税できます ★★★

- ◆全国の金融機関、郵便局（一部金融機関を除く） ◆総合振興局、道税事務所の窓口
- ◆全国の主要コンビニエンスストア（セイコーマート、セブンイレブン、ローソンなど）
- ◆スマホやパソコン等による、キャッシュレス納税

詳しくはこちら ▶ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



■納税通知書は5月7日（火）に発送されています。

■納税通知書が届かない、やむを得ず納期限までに一括納付が困難な場合は下記までお問い合わせください。

◆お問い合わせ 空知総合振興局深川道税事務所 電話 0164-23-3578



ちっぷべつ地域おこし協力隊 活動日記 vol.36

こんにちは、協力隊の木村です！

砂川市で『地域おこし協力隊そらちミーティング』が開催され、私たち秩父別の協力隊も参加してきました！

このミーティングには空知管内の市町に所属する協力隊 30 名が集まりました。

午前は今年札幌駅北口に開館した『北八劇場』の芸術監督である納谷真大さんによるコミュニケーション能力の向上を図るワークショップ。会場のホールいっぱい全員が散らばった状態から、声や身振り手振りを使わずに目線や表情から心理を読み解き、三角形などの指示された状態に並ぶ…という内容をはじめ、他の体験もゲームのような感じで盛り上がりながら学ぶことができました。

午後は由仁町の協力隊 OG の方による講演とグループワークでした。最初に講演を聞いた後、各自で活動の振り返りや分析を付箋に書き出してグループ内で発表しました。私と同じような業務を担当している方や、まったく別の業務を担当している方、着任して1年経っていないにも関わらず、自分の得意なことを活かして活躍している方などと様々なお話や情報交換ができました。

ミーティング終了後も少しの時間でしたが、同じグループの方や他のグループの方何人かとお話しすることができ、同じ空知管内でも他の協力隊の方と普段関わることがあまりなかったので、繋がりが増えてとても嬉しかったです。



木村隊員が更新する地域おこし協力隊
Facebook Instagram TikTok
はコチラから



「つながる！ちっぷスマイルプロジェクト」が始まります！

皆さんは“地域の集まり”に参加していますか？

“地域の集まり”とは、趣味のサークルやボランティア活動、町内会・老人クラブなどの事です。

“地域の集まり”に参加する事で、「生きがい」「つながり」が生まれ、健康維持や認知症予防になると言われています！



集まりに
参加する

「生きがい」「つながり」
などができる

地域で元気に生活！

「つながる！ちっぷスマイルプロジェクト」とは・・・

町民の皆さんの健康を維持するため、地域の集まりに参加する機会を増やし、地域全体のつながりを深めていく取り組みです。

4月から“ちっぷつながりサポーター”が地域の情報収集・情報発信を行い、皆さんが自分に合った集まりを見つけられるようにサポートしていきます。

“ちっぷつながりサポーターだより”が定期的に発行されますのでぜひご覧ください。

お問い合わせ 住民課介護相談係 電話 0164-33-2111 (内線44)



戸田 毅さん

消防庁長官
永年勤続功労章受章



3/21 受章報告に訪れた戸田毅さん

秩父別消防団分団長の戸田毅さんが消防庁長官永年勤続功労章を受章され、町長に報告に訪れました。

戸田さんは昭和63年から消防団員として地域の消防活動並びに防災の発展向上等に貢献され、令和3年からは分団長として災害現場の指揮や団員の育成等にご尽力をいただいています。

土地の寄贈を

いただきました

まちづくり等に役立ててほしいとの願いから、札幌市在住の稲井操様から約293㎡の土地を寄贈いただきました。

寄贈いただきましたことに対し深くお礼申し上げ、まちづくり等のため有効に活用させていただきます。誠にありがとうございます。



3/21 稲井さんの代理の澤田義一さんに感謝状を贈呈

退任された各種委員に

感謝状を贈呈しました

■永年のご功労に感謝

3月の任期満了に伴い退任された各種委員の方に、町長から感謝状の贈呈を行いました。

永年にわたり各種委員として町政等にご貢献いただき誠にありがとうございました。

●交通安全指導員

中西 伴浩 氏

在任期間

平成8年4月～令和6年3月

合田 和広 氏

在任期間

平成22年4月～令和6年3月

●スポーツ推進委員

山森 聡 氏

在任期間

平成2年4月～令和6年3月



4/4 中西伴浩さんに感謝状を贈呈



4/2 山森聡さんに感謝状を贈呈

集落支援員が

就任しました

4月1日付けで2名の集落支援員（ちっぷつながりサポーター）が就任しました。

町が取り組む、高齢者と地域をつなげる仕組みづくりを推進するため、高齢者と地域の橋渡し役として、地域活動の情報収集や発信等を通して高齢者の社会参加をサポートする役割を担います。

野原 圭子 氏



眞島 千歩 氏



まちのわだい



広報に掲載した写真をご希望の方、広報誌に関するご意見、ご要望は、総務課広報係までご連絡ください。

※写真は電子メールによる提供も可能です。

・電話 0164-33-2111 (内線32・34番)

・メール kouhou@chippubetsu.jp



認定こども園くるみ 入園式

こども園くるみで入園式が行われ、63名の園児が入園しました。

大勢の保護者が見守るなか、園児たちは元気いっぱいに遊戯場へ入場し、担任の先生から名前を呼ばれると、大きな声で返事をしていました。



新たな生活のスタート 中学校入学式

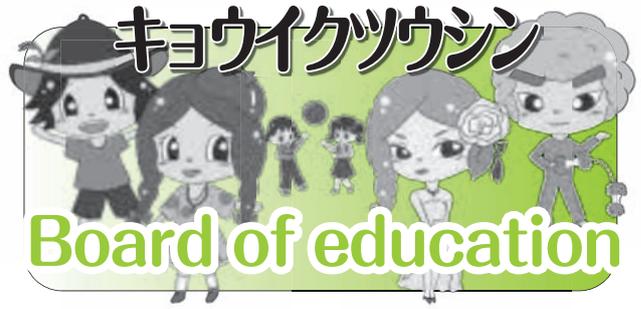
秩父別中学校で入学式が行われ、8名の新1年生が入学しました。保護者や在校生が見守る中、担任の先生の後に続き入場した新入生は、内藤校長先生の式辞を真剣な表情で聞いており、これから始まる中学校生活への期待と決意が感じられました。



ドキドキの新生活 小学校入学式

秩父別小学校で入学式が行われ、11名の新1年生が小学校生活のスタートを切りました。新入生たちは、担任の先生を先頭に入場し、一人ずつ名前を呼ばれると「ハイ！」と手をあげて元気よく答えていました。





1市5町合同リーダー養成講習会

～ 北空知の小・中学生のつどい ～

3月28日から2日間、ネイパル深川で、北空知シニアリーダー・ステップアップ研修会及び1市5町合同リーダー養成講習会が開催されました。

この研修会は、深川市・雨竜町・北竜町・沼田町・妹背牛町・秩父別町の共同事業で、1市5町から参加した小学4～6年生を、中学生が運営側のサブリーダーとして指導し、交流を深めるとともに次代を担う地域リーダーの育成を図る事業です。

本町からは小学生4名が参加し、他市町の児童・生徒たちと交流を深めました。



グループ別に協力して
クイズに挑戦

薪を割って火起こし体験



大縄跳びで記録更新!?



みんな一所懸命に
ドミノを立てています



物品を寄贈いただきました

～ JA北いぶき女性部・秩父別ライオンズクラブ・商工女性部から ～

3月29日、JA北いぶき女性部秩父別支部（岡崎恵子支部長）からタオルをスポーツセンターに寄贈いただきました。また、4月4日には、小学校の新入学児童11名に、秩父別ライオンズクラブ（前田力男会長）からハンドタオルを、秩父別町商工会女性部（高村弘美部長）から交通安全学童用傘を寄贈いただきました。皆様のお心遣いに心から感謝申し上げます。



JA北いぶき女性部
秩父別支部からタオルの寄贈



秩父別ライオンズクラブから
ハンドタオルの寄贈



秩父別町商工会女性部
から傘の寄贈

◆◆◆施設からのお知らせ◆◆◆

★野外施設のオープンについて★

キュービックコネクションなどの野外施設がオープンしています。なお、天候等により開設期間が変更になる場合があります。

施設名	開設期間	利用時間等	施設名	開設期間	利用時間等
屋外遊戯場 キュービックコネクション	4月27日～ 10月31日 (第4月曜日休場)	4～8月 8:00～18:00 9・10月 9:00～17:00	パークゴルフ場 【有料】	4月23日～ 10月31日	4・5月 8:00～18:00 6～8月 7:00～18:00 9・10月 8:00～日没
テニスコート	5月1日～ 10月31日	9:00～日没	野球場	5月1日～ 10月31日	9:00～21:00

★ベルパークちっぷべつキャンプ場の利用方法の変更について★

令和4年度からベルパークちっぷべつキャンプ場の利用方法が下記のとおり一部変更になりました。利用するにあたってご不明点等ございましたら教育委員会までお問い合わせください。

＜予約からチェックアウトまでの手順＞

- (1) 町ホームページの「観光・遊び」のページから「泊まる」のページを選択し、「ベルパークちっぷべつキャンプ場」を選択します。
- (2) 「ベルパークちっぷべつキャンプ場」のページの「空き検索・オンライン予約」を選択し、インターネット上で予約します。
- (3) 13時～17時にチェックインし、管理棟で受付・支払いを行います。
- (4) 指定された区画にテント等を設営し、マナーを守りながらキャンプをお楽しみください。
- (5) 11時がチェックアウトの時間ですので、使用した区画をきれいにしてお帰りください。

図書館だより

◆◆「わたしがよんだ本 2024」にチャレンジしませんか？◆◆

★本をたくさん読んで記録ノートを完成させよう！

図書館では、「わたしがよんだ本2024」を次のとおり実施します。たくさんのご参加をお待ちしています。

- 対象～幼児・小学生
- 図書館の本を読んで、記録ノートに書名や感想を記入して、提出して下さい。(ノートには本10冊分記入できます)
- ノート1冊完成ごとに参加賞を贈呈(10冊達成で賞状を授与)
- 実施期間～令和7年2月23日(日)まで

【お問い合わせ】 秩父別町図書館 電話 (0164-33-2220)



○ 教育通信に関するお問い合わせ先 ○

教育委員会社会教育・社会体育係 【電話0164-33-2555】

おたんじょう おめでとう
 町内名 氏名 父の名
 中央東 石井 惺風 敏貴
 おくやみもうしあげます
 町内名 氏名 年齢
 南 藤井 英子 89歳
 駅前 那須 光男 86歳
 (敬称略)

◆◆ 戸籍の窓 ◆◆

令和6年 4月末日 現在	人口	2,221人(+1人)
	男	1,050人(+4人)
4月中の動き	女	1,171人(-3人)
	世帯数	1,071戸(±0戸)
出生		1人・死亡 2人
転入		15人・転出 13人

HAPPY BIRTHDAY! ちっぷっ子



イタズラっ子なわんぱく娘

4月5日
生まれ

養谷 眞恵ちゃん
ママ 沙貴さん
(中央西 町内)



遊んでくれる
じいじが大好きですー!

4月4日
生まれ

高橋 希瑠ちゃん
ママ 佑梨さん
(中央西 町内)

秩父別中学校野球部 全国大会出場! ～ 文部科学大臣杯 第15回全日本少年春季軟式野球大会 ～

3月24日から静岡県で開催された「文部科学大臣杯第15回全日本少年春季軟式野球大会」に北空知連合(南北海道代表)として秩父別中学校野球部が出場しました。

北空知連合は一回戦で神奈川県代表の強豪横浜隼人中学校と対戦し、7回を戦い抜き、大接戦の末惜しくも6対7の敗戦となりました。

全国大会出場という貴重な経験を活かし、秩父別中学校野球部の今後の更なる活躍を期待しています。



強豪相手に大健闘した北空知連合